

出入国管理法の改正 その実態は「移民受け入れ法」

今国会で議論されている重要な法案の一つに、出入国管理法(出入国管理及び難民認定法)の改正があります。この法案は、簡単に言えば、実質的な「移民受け入れ法」です。

この法案は、人材不足が不足している業種について、相当な知識や経験、高度な技能がある外国人の方達を「特定技能1号」、「特定技能2号」という在留資格を設けた上で来日して働いてもらい、2号の方達は家族を伴って日本に住むこともでき、5年毎に在留資格の更新もできる、としています。また、1号の方達も一定の試験に合格することで2号に移行可能とされています。つまり、延長を繰り返せば永続的に日本に家族と共に住むことが可能になるのです。また、永住許可にあたっては10年以上の継続在留も要件とされていることから、最初の5年が1回更新されれば、事実上永住権を得るための資格を得られることにもなります。

技能実習生という名の外国人労働者

さて、今日まで、日本は表立っては移民を受け入れてきていません。しかし、その一方で、人手不足を解消するため「技能実習生(かつては研修生)」などという名目で多くの外国人を受け入れ、中には時給300円、残業手当も払わない、長時間労働を強い、という、いわば奴隷労働のようなやり方で働かせています。これに対しては、国内だけでなく国際的にも強い批判が寄せられているところです。

入管法改正 3つの大きな問題点

私は、我が国で急速に進む人手不足や、外国人技能実習制度への疑問(廃止されるべきです)、明治から昭和にかけて多くの日本人が、ハワイやブラジル、満州、台湾に、チャンス求めて移民していったという近代の歴史に照らせば、正面から移民を受け入れるべきだと考えています。

しかし、残念ながら今回の法案には3つの大きな問題があります。

その問題のひとつ目は、法案の中身が「がらんどう」ということです。どういう人を「高度の技能を有する」と認定するのか。あるいはどういう職種に入れていくのか。そして人数はどれくらい入れていくのか。こういったことは全て後から省令で決めるとしているのです。これでは法律とは名ばかり。その実態はスカスカです。

2番目の問題は、先にお示したとおり、事実上の移民、しかも永住権を持つ移民に大きく門戸を開く法案でありながら、「労働力が不足している分野において、専門性や特別な技能を持つ外国人の方に一定期間の在留資格を認めるに過ぎない」と詭弁を弄した説明が行われている点です。これは安保法制や憲法9条改正論議でも行われている安倍政権独特のやり口です。まさに「衣の下に鎧」です。

そして3つ目は、当然起こるであろう日本人労働者とのバッティングの問題、また日本人労働者の賃金水準の低下を招くであろうことについて、正面からの議論を避けている点です。

これらの問題点については、先日(11月13日)法案趣旨説明に続いて行われた質疑において、与野党から鋭い質問が相次ぎました。しかし、対する安倍総理や法務大臣からの回答はどれもあいまいで、正面からの回答を避けるようなものでしかなく、全体的に「話を逸らしている」という印象しかない答弁でした。

正面から正々堂々とした議論を

移民に慣れていない日本人がこれを受入れるとなれば、不安を抱く方も多いでしょう。それは治安の面でも、言語の問題でもそうでしょう。そうであればなおのこと、「入管法改正」などというあいまいな方法ではなく、教育体制も含めた受入れ体制をきちんと定め、国民の皆さんに安心していただける状況を整備した上で進めていくことが必要なのではないでしょうか。

法律は定めるけれども重要なことは後から省令で決める。こんなことでは、国民の不安は到底ぬぐえません。今後の委員会質疑での更なる議論に期待したいところです。



Member of the House of Representatives

Masayuki Aoyama

青山まさゆき通信

発行者：青山まさゆき後援会
第4号【2018年11月20日発行】

〒420-0858 静岡県葵区伝馬町 10-44 1階
電話 054-273-5070 FAX054-273-5080



国会見学バスツアーを開催しました！！

11月12日、青山まさゆき後援会主催の国会見学バスツアーが開催されました。

国会議事堂内の見学ツアーには青山まさゆき本人も参加し、参加者の皆さんと一緒に国会議事堂の中を見学しました。

衛士さんが案内して下さるこのツアー、国会議事堂の中を見学できるだけでなく、建築や歴史など様々な説明を聞くことができます。貴賓室や本会議場では皆さん一様に感嘆の声をあげられ、興味津々で衛士さんの説明に聞き入っていました。議事堂内は想像以上に広く、ツアー終盤には皆さん少しお疲れのようでしたが、それでも「今日は何歩歩いたかなあ」等々、楽しそうに談笑されていました。

ツアーの最後には青山まさゆきを囲んで記念撮影。みなさん、とてもいい笑顔です。



ご寄付のお願い

青山まさゆき後援会では、青山まさゆきの政治活動を支えていただくための個人献金を随時募っております。

ご支援いただけます場合には、注意事項をご確認の上、専用の払込票をご利用いただくか、青山まさゆき公式ホームページ内のメールフォームからお申込みください。

※ ご献金にご協力いただきました方の個人情報、監査およびご本人が希望する事項以外の目的で使用することはありません。

【 ご注意 】

- 企業・団体からの献金はお受けできません。個人でのご献金をお願いいたします。
- 外国籍の方、未成年の方からの献金はお受けできません。また、匿名での献金も法律で禁止されています。
- 年間5万円を超える献金については、収支報告書に「寄付年月日、氏名、住所、職業、金額」が掲載・開示されますのでご了承ください。
- 個人献金は、寄附金控除の対象となります。ご希望の方には、所得控除のための書類を郵送いたしますので、控除の手続きをお取りください。



!!募集しています!!

事務所内での軽作業（郵便物発送準備、ポスター裏貼りなど）のボランティアをして下さる方

- ご自宅やお勤め先などに、青山まさゆきのポスターの掲示をさせていただける方（静岡市葵区、駿河区）
 - 青山まさゆきを囲むミニ集会を開きたい！青山まさゆきの話をもっと聞きたい！という方
- ご協力いただける方、ご要望、お問合せなどは、青山まさゆき後援会（櫻井）まで！！

青山まさゆき東京事務所だより

11月も半ばを過ぎ、いよいよ寒くなってきましたね。もう通勤時のコートが必須…と言いたいところなのですが、このコートが曲者。通勤ラッシュの車内では、外が寒いからといって厚手のコートを着ていると、人の多さと車内の熱気でうっかり汗だくになり、真冬にも関わらず額から汗がしたたり落ちるなんていうことも。通勤時はなるべく薄手のコート、ということをお勧めします。東京事務所 秘書 石神恵美子

■ 静岡事務所（青山まさゆき後援会）
静岡市葵区伝馬町10-44
TEL054-273-5070 FAX054-273-5080

■ 東京事務所（国会事務所）
千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館320号
TEL03-3508-7503 FAX03-3508-3933

■ 青山まさゆきの活動や、街頭演説でお話しさせていただいた内容はホームページやフェイスブックにも随時掲載しています。下記URLまたは右のQRコードからアクセスしてご覧ください。

公式ホームページ <https://www.aoyama-masayuki.com/>
フェイスブック <https://www.facebook.com/m.aoyama.kouenkai/>
ツイッター @my_fc1

